

英国 税制 研究開発費用関連の控除

法人税を計算する際、研究開発費用に関する控除として、資本的支出には損金算入が認められ、適格研究開発費（※1）は減税の対象となる。

1. 研究開発資本控除（Research and Development Allowances：RDA）

研究開発の実施にかかる費用およびそのための施設については、資本控除として100%の損金算入が認められるが、土地や権利等の購入費用を含めることはできない。

2. 研究開発減税（R&D Relief for Corporation Tax）

企業の規模（中小企業または大企業）によって減税率が異なる。それぞれの減税内容は次のとおり。

(1) 中小企業（※2）

a. 適格研究開発費（※1）の230%を税引前利益から控除、あるいは適格研究開発費の130%を損金に追加参入（特別控除）。

b. 欠損法人（課税義務のない赤字決算の法人）の場合、上記 a. または a を控除する前の税引前利益のいずれか少ない金額に14.5%を乗じた税額を還付請求できる（Above the line (ATL) 研究開発費控除）。

(2) 大企業

適格研究開発費に13%を乗じた税額を還付請求できる（Above the Line (ATL) 研究開発費控除）。

※1 適格研究開発費とは、基準を満たした研究開発費で、人件費、材料費、治験参加者への謝礼、光熱費等、ソフトウェア（ライセンス購読料含む）、その他適格と認められた間接費（外部研究委託費含む）など。

※2 中小企業とは、従業員数が500人未満、年間売上高が1億ユーロ以下または貸借対照表上の総資産額が8,600万ユーロ以下。ただし、大企業の子会社等はこの条件を満たしても、中小企業とはみなされない。

参考：

[英国政府：研究開発費用関連の控除について](#)

[英国歳入関税庁：研究開発資本控除（RDA）について](#)

[英国歳入関税庁：研究開発減税（中小企業）](#)

[英国歳入関税庁：研究開発減税（大企業）](#)